

限度額適用・標準負担額減額認定申請書(非課税世帯)

(非)課税証明書原本の提出が必要です。

【記入の仕方】 令和7年1月現在

項 目	内 容
①被保険者記号番号	①マイナポータル②資格情報のお知らせ③資格確認書(健康保険証)のいずれかで確認 ※枝番は不要
②会社の名称	所属会社の名称を記入
③被保険者の氏名	被保険者の氏名とフリガナを記入
④生年月日	被保険者の生年月日を記入
⑤被保険者の住所	送付物が必ず届く住所を記入
⑥連絡先電話番号	被保険者に日中連絡がとれる電話番号(携帯可)
⑦療養を受ける方	本人、家族のいずれかにチェックを入れる 家族の場合は氏名と被保険者との続柄を記入 例)妻・夫・長男 等
⑧認定証必要期間	交付が必要な期間(入院・外来問わず)を記入(有効期限:直近の7月31日)
⑨受診原因	該当するものすべてに○をつける
⑩外傷の場合のみ具体的状況記入	受診原因が外傷の場合のみ負傷時の状況を具体的に記入(外傷以外は記入不要)

◎申請について(書類の流れ)

- 1. 標準負担額減額認定申請書に必要事項を記入し、健保組合へ直接申請あるいは会社(人事部門)経由で健保に提出
- 2. 加入資格等の確認のち、「標準負担額減額認定証」を健保より発行
- 3. 返信用封筒(切手貼付)の場合は直接被保険者へ交付し、返信用封筒の添付がないときは会社経由で交付。
- 4. 交付した標準負担額減額認定証は、医療機関・調剤薬局を利用する際に提示してください。

◎添付書類

- 1、返信用封筒(住所記入済の定型用＋同切手貼付)
※現在、普通郵便の郵送は、最短でも1週間程度かかっております。お急ぎの方は速達分の切手を貼付ください。
- 2、(非)課税証明書原本

◎健康保険組合へ直接申請の場合 郵送先住所

〒150-0011 東京都渋谷区東2-23-3 タゴシンビル4階 トランスコスモス健康保険組合 限度額適用認定証担当宛

◎留意点

- A. 減額証の有効期限が切れたときや健保組合より返却の連絡があったときは速やかに減額証を健保組合へ返却してください。
- B. 他に負担があり「多数該当・世帯合算」の適用となる場合は、別途「高額療養費支給申請」を行ってください。
※1件では該当しない場合でも同月複数の医療機関を利用したときや過去12ヶ月以内に3回発生し、4回目の高額療養費に該当するときなどの場合には、標準負担額減額認定証では給付を受けることができない場合があります。
このときは「高額療養費支給申請書」にて請求してください。
- C. 標準負担額減額認定書は有効期限の間は、繰り返し使用することができます。(一回限りの使用ではありません)
ただし、有効期限が終了したときや加入者資格を喪失したときは、速やかに返却してください。
- D. 標準報酬月額が変更となったときは、別途確認書を送付致します。
【標準報酬区分】 (7) 83万以上、(イ) 53万以上～79万未満、(ロ) 28万以上～50万未満、(エ) 26万未満、(オ) 住民税非課税